大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和2年1月24日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 代表取締役 池谷 幹男 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

### 2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 京都ファミリー 京都市右京区山ノ内池尻町1丁目1番地

#### (2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗におい	有限会社ダックテール	パレモ・ホールディングス株式
て小売業を行う者の氏	代表取締役 宇野 和彦	会社
名又は名称及び住所並	京都市山科区小山松原畑町	代表取締役社長 吉田 馨
びに法人にあっては代	19-2	愛知県稲沢市天池五反田町1
表者の氏名	ほか3件	番地
		ほか2件

## (3) 変更年月日

令和2年1月1日

# 3 届出年月日

令和2年1月10日

### 4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

令和2年1月24日(金)から同年5月25日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

- 5 意見書の提出先及び提出期限
- (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

令和2年5月25日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)